

2022年4月1日作成

不妊治療保険化について

最初に

2022年4月1日から施行の為、月経が始まって4月1日以降に治療に入られた方が対象となります。

体外受精の保険適用に関しては年齢制限、回数制限があります。

(タイミング療法、人工授精には年齢制限、回数制限はありません。)

治療開始日が40歳未満の場合→移植6回まで

(採卵回数ではなく移植回数となります。)

治療開始日が40歳以上43歳未満の場合→移植3回まで

(採卵回数ではなく移植回数となります。)

初年度は経過処置がございます。詳しくはリーフレットをご確認ください。

※ 精子提供、卵子提供、将来使用することを目的とした未受精卵子凍結保存、精子凍結保存に関しては保険適用とはなりません。

不妊治療を保険で治療を行う場合には原則として治療開始前に夫婦での来院が必要になります。治療希望周期の月経開始から月経3日目の間(体外受精希望の方)か月経開始から月経5日目の間(人工授精・タイミング希望の方)にご夫婦で来院していただくか、難しい場合には月経が始まる前にまずは治療方針を立てるためにご夫婦で御来院していただいても構いません。また継続して治療を行う場合には、6ヶ月に1度同様に夫婦での来院が必要になります。

※ご希望される治療方法、内容によっては自費診療となる場合があります、その際には治療費全てが自費診療となる場合がございます。

※ 高額療養費限度額制度使用した場合は還付金があります。窓口会計時までに提出がない場合には後日患者様自身で手続きをお願いいたします。採卵当日までにご持参ください。支払い時ではなく来院時に先に提出をお願いいたします。

現時点版

(別添)

2022年3月25日時点

不妊治療に関する支援について 一部抜粋

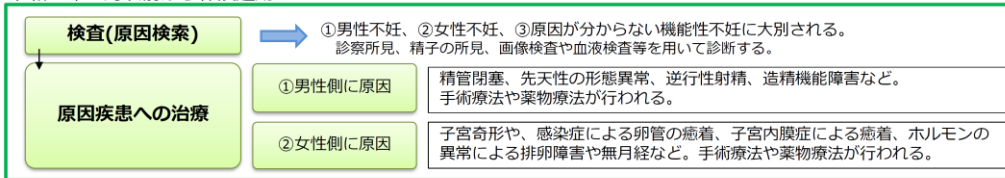
1. 不妊治療の保険適用
2. 不妊治療に関する支援（保険適用以外）

※ 本資料（診療報酬に関する部分）は現時点での診療報酬改定の概要をご紹介するためのものであり、算定要件・施設基準等の詳細については、今後正式に発出される告示・通知等をご確認ください。

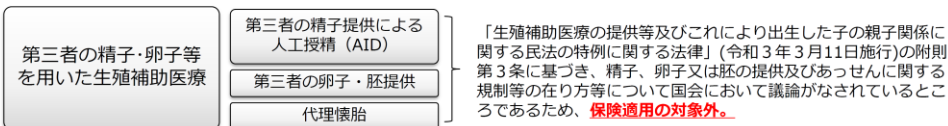
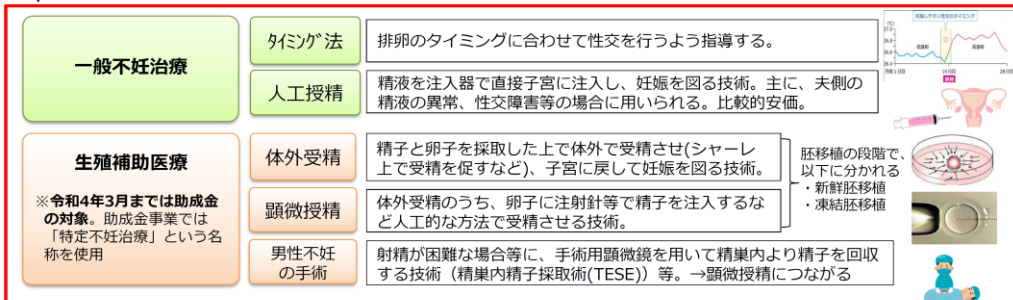
Ministry of Health, Labour and Welfare

不妊治療の全体像

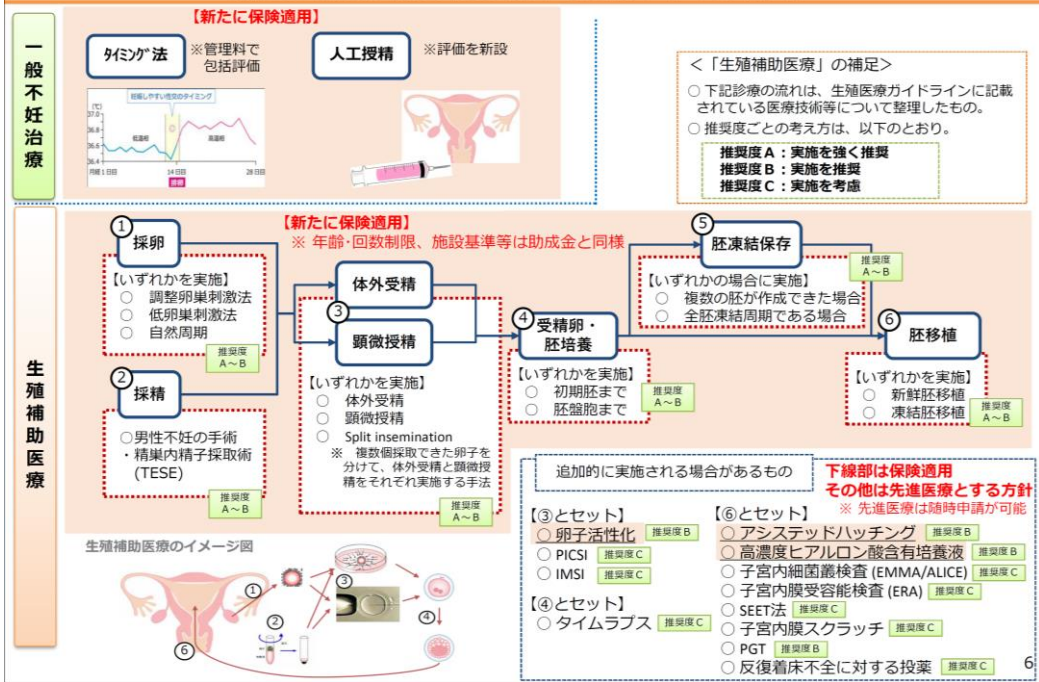
令和4年3月以前から保険適用



原因不明の不妊や治療が奏功しないもの【令和4年4月から新たに保険適用】※令和4年3月までは保険適用外



新たに保険適用される範囲【令和4年4月以降】



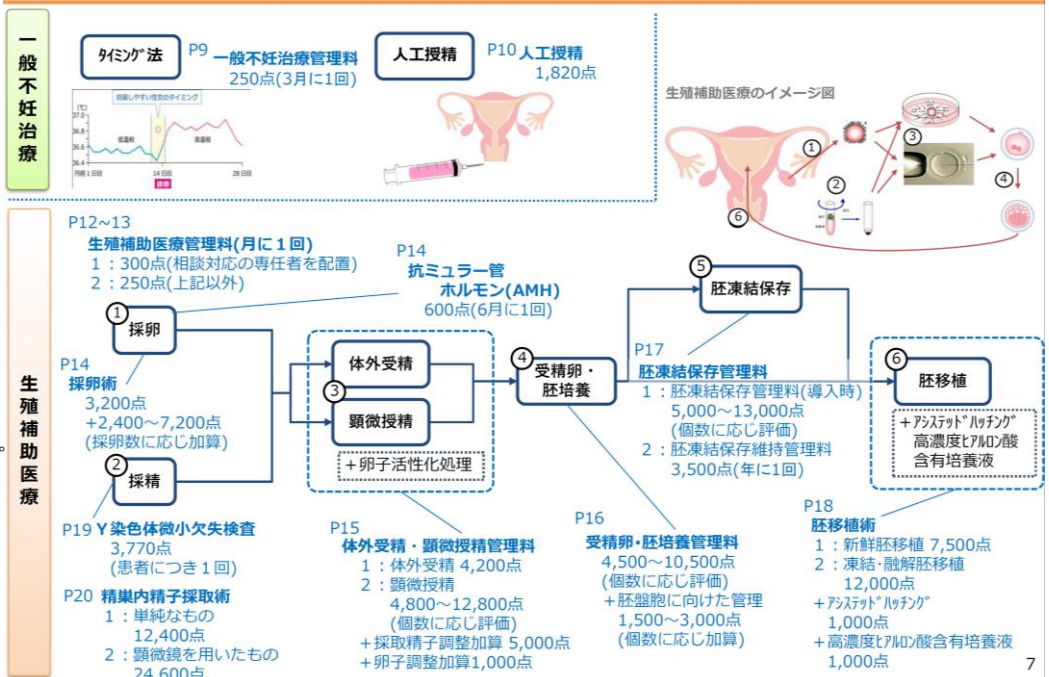
新設される診療報酬点数【令和4年4月以降】

保険点数の計算方法

1点×10円
 その内の3割が
 患者様負担

例
 一般不妊治療管理料
 250点×10円=2500円
 その内3割が患者様負担
 2500円×0.3=750円

P〇〇の詳細は
 当院ホームページ記載の
 厚生労働省
 「不妊治療に関する
 支援について」
 のPDFをご確認ください。



男性不妊の手術費用も保険適用となります。

男性不妊治療に係る医療技術等の評価 ②

▶ 不妊症の患者に対して、精巣内精子採取術を実施した場合の評価を新設する。

(新) 精巣内精子採取術

1 単純なもの	12,400点
2 顕微鏡を用いたもの	24,600点

【算定要件（抜粋）】

- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、不妊症の患者に対して行われた場合に限り算定する。
- (2) 1については、以下のいずれかに該当する患者に対して、**体外受精又は顕微授精に用いるための精子を採取することを目的として実施した場合**に算定する。
 - ア 閉塞性無精子症
 - イ 非閉塞性無精子症
 - ウ 射精障害等の患者であって、他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断したもの
- (4) 2については、以下のいずれかに該当する患者に対して、**体外受精又は顕微授精に用いるための精子を採取することを目的として実施した場合**に算定する。
 - ア 非閉塞性無精子症
 - イ 他の方法により体外受精又は顕微授精に用いる精子が採取できないと医師が判断した患者
- (5) 精巣内精子採取術の実施前に用いた薬剤の費用は別に算定できる。
- (6) (2)のウ又は(3)のイに該当する患者に対して実施した場合は、当該手術を実施する必要があると判断した理由について、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

【施設基準】

- (1) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 次のいずれの基準にも該当すること。
 - ① 当該保険医療機関が**泌尿器科**を標榜する保険医療機関であること。
 - ② 泌尿器科について5年以上の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - ③ **生殖補助医療管理料に係る届出を行っている又は生殖補助医療管理料に係る届出を行っている他の保険医療機関と連携していること。**
 - イ 次のいずれの基準にも該当すること。
 - ① 当該保険医療機関が**産科、婦人科又は産婦人科**を標榜する保険医療機関であること。
 - ② 精巣内精子採取術について過去2年に10例以上の経験を有する常勤の医師又は泌尿器科について5年以上の経験を有する医師が1名以上配置されていること。
 - ③ **生殖補助医療管理料に係る届出を行っている**保険医療機関であること。
 - ④ **泌尿器科を標榜する他の保険医療機関との連携体制を構築していること。**
- (2) 緊急時の対応のため、**時間外・夜間救急体制が整備されている又は時間外・夜間救急体制が整備されている他の保険医療機関との連携体制を構築していること。**

不妊治療を保険で行う際の注意事項

- 不妊治療を保険で行う場合には原則として治療開始までに1度はご夫婦での来院が必須となります。
- 遠方の方の治療に関しては現在まだはっきりとできていないところがございます（他院での診察の保険診療の有無や、自己注射の薬剤、方法について）**（2022年4月8日次々ページに追記あります）**
当院で診察や注射を全て行える方は保険で治療が可能となります。
- 薬剤を郵送する場合、薬剤の費用は自費となり体外受精も自費となります。

- PGT-A/SR/Mに関しては保険診療が認められておりませんので、治療費用は全て自費診療となります。
- 不妊治療に関する助成金制度は廃止になりますが、各自治体各自で行っている助成金制度もございますのでそちらに関してはお住まいの自治体にご確認ください。
- 時間外診療、休日診療に関しては別途加算が掛かります。
- 新たに決まったことは決まり次第掲載していきますので、当院ホームページをご確認ください。

保険を使用した遠隔治療について 2022年4月8日追記

- 遠隔で治療を行う場合、診察、追加の注射などは地元の病院で行うことは可能であるとの見解が出ました。
(※注意※ 受診される病院では方針が異なりますので、受診前に保険で診察、追加の注射が可能かご確認ください)
ただし、月経開始時の治療計画の作成は当院で行う必要がございますので、治療開始前には必ず当院への受診が必要となります。それと追加の注射ができない病院の場合、**追加のお薬を郵送することは現段階ではできません**ので、追加の注射が必要になった場合は当院にご来院いただく必要があります。
その点ご注意ください。

遠方にお住まいの方で保険で治療をご希望の再診の患者様は月経開始から3日目までにご夫婦で来院していただき、ご夫婦に説明をしたのちに保険での治療に入ることが可能になります。難しい場合には月経が始まる前にまずは治療方針を立てるためにご夫婦で御来院していただいても構いません。

初診時から自己注射の指導と自己注射用の薬の処方が可能との見解が出ましたので、初診の方でも初診時に自己注射の指導と薬の処方が可能です。(2022年4月21日追記)

入院時個室利用、時間外診療、休日診療の加算について

- 入院時の個室利用、時間外診療、休日診療に関しては選定療養費となり、その時間帯の診療、治療をご希望の場合には保険診療分とは別に実費で加算料をお支払いいただくこととなります。選定療養費は下記の通りです。※選定療養費には消費税がかかります。

区分	部屋番号	差額室料	備考
個室	B1,2,3,5	8,800円	テレビ、冷蔵庫、トイレ、シャワー
個室	B6	9,900円	テレビ、冷蔵庫、トイレ、シャワー
個室	B7	7,700円	テレビ、冷蔵庫

区分	加算内容	加算料金	備考
時間外加算	時間外診療	1,650円	ご夫婦で受診の場合、ご夫婦で加算
時間外加算	時間外人工授精	11,000円	
時間外加算	時間外胚移植	27,500円	
休日加算	休日診療	2,200円	ご夫婦で受診の場合、ご夫婦で加算
休日加算	休日人工授精	11,000円	